

## 宮城労働局内労働災害事例

(宮城労働局労働基準部健康安全課)

<b>移動式クレーンを誘導中に軽トラックにはねられ死亡</b>			
発生年月	平成26年11月 午前1時頃		
業種	警備業	事業場規模	30～49名
事故の型	交通事故(道路)	起因物	トラック

発生状況	<p>幹線道路沿いの工事現場において、作業を終えた移動式クレーンを当該道路に誘導していた誘導員が、走行してきた軽トラックにはねられた。</p> <p>詳細は調査中。</p>	<p>The diagram illustrates the accident scene on a grid background. A dashed line represents the '幹線道路' (Main Road). A truck is shown moving along this road towards the right. A worker, labeled '被災者' (Victim), is positioned near a crane structure. A red arrow points towards the worker from the truck's direction, indicating the impact. Other workers are shown standing nearby.</p>
災害防止対策	<p>[現在調査中のため、災害特有の一般的対策を列挙したものです]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事等の範囲が道路に及ぶ場合は、バリケード、看板・標識板等で明確に表示し、特に夜間の工事においてはライトや反射板等を活用すること。</li> <li>2 夜間に作業をする誘導者には、ライトや反射材等の付いた衣類を身に付けさせること。</li> <li>3 移動式クレーンの誘導者とは別に道路の一般車両に対する交通誘導者を配置すること。</li> <li>4 誘導者の退避場所を確保し、退避要領を周知徹底すること。</li> <li>5 クッションドラム・クッションバンパー等衝突衝撃緩衝具を設置し、万一車両が衝突してきた際の衝撃の軽減を図ること。</li> <li>6 誘導者には、雇入れ時に工事計画を説明し、工事の進行に応じた車両等の誘導業務や警備業務についての指示及び指導を実施するとともに、誘導時の位置取り、誘導方法に伴う誘導者自身の安全についても教育を行うこと。</li> </ol>	
留意事項	<p>[過去の事例から災害防止のポイントを掲げています]</p> <p>労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のために必要な事項等について教育を行わなければなりません。</p>	